

第十回国会 運輸委員會議録 第九号

昭和二十六年三月五日(月曜日)

午後二時二分開議

出席委員

- 委員長 前田 郁君
- 理事 大澤嘉平治君 理事岡田 五郎君
- 理事 坪内 八郎君 理事原 隆君
- 理事 稲田 直道君 岡村利右衛門君
- 理事 黒澤富次郎君 橋 直治君
- 理事 玉置 信一君 島山 鶴吉君
- 理事 瀧尾 君亮君 山口シヅエ君

- 出席政府委員
- 海上保安官 海上保安庁警備隊隊長 松野 清秀君
- 安庁警備隊隊長 長屋 千棟君
- 高等海難審判庁長官 岩村 勝君
- 判庁長官 専門員 堀 正威君

- 委員外の出席者
- 専門員 岩村 勝君
- 専門員 堀 正威君

三月一日

委員黒澤富次郎君辭任につき、その補欠として井上信貴男君が議長の指名で委員に選任された。

同月二日

委員井上信貴男君辭任につき、その補欠として黒澤富次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月五日

委員寺崎覺君辭任につき、その補欠として飯田義茂君が議長の指名で委員に選任された。

三月五日

海難審判法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一號)(参議院送付) 港城法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四號)(参議院送付)

閣提出第四四號(参議院送付)の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

港則法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七號)

海事代理士法案(内閣提出第三八號)

海難審判法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一號)(参議院送付)

港城法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四號)(参議院送付)

閣提出第四四號(参議院送付)の閣議定率法の一部を改正する法律案に關し申入れの件

○前田委員長 これより會議を開きます。

前回の委員会において保留になつておりました海難審判委員の動議の件につきましては、理事會において協議いたしました結果、原油等の関税につき、大蔵委員会にたゞいま閣議定率法の一部を改正する法律案が付託になり、審議中であり、本委員会の意見として大蔵委員会に次のごとく申し入れたいと存じます。案文を読みます。

原油並びに石油製品に対する輸入関税については、同品が主要なる動力源の一としてわが国民経済特に海陸運輸一般に対し甚大な影響を及ぼす関係と、同品の需要に対する、内外供給の実勢が一九九の比なるに鑑み、棉花その他の原料品と同じく無税とすることが適切と認められるから、これについて慎重に考慮せられむことを望む。

以上のごとく申入れするに御異議はございませんか。

○「異議なし」と呼ぶ者あり

○前田委員長 それではさう決定いたします。

○前田委員長 次に港則法の一部を改正する法律案を議題とし、審議を進めます。

○大澤委員 たゞいま議題となりまして、討論を省略して採決に入らんことを望みます。

○前田委員長 大澤君の動議に御異議はございませんか。

○「異議なし」と呼ぶ者あり

○前田委員長 それではさう決定いたします。

港則法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案を可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○前田委員長 起立多数。よつて本案は原案通り可決いたしました。

○前田委員長 次に海難審判法の一部を改正する法律案及び港城法の一部を改正する法律案を一括して議題にし、審議を進めます。右両案につき御質疑のある方の質疑を許します。

○坪内委員 海難審判法の一部を改正する法律案の第十條第三項中に、「運輸大臣」を「高等海難審判庁長官」に改めるといふことに改正いたしておるの理由が、これはいかなる理由でありますか、これはお尋ねいたします。

○長屋政府委員 お答えいたします。本法制定の際には海難審判所と申しまして、官庁としての性格がはつきりしておりました。昨年六月一日からこれが海難審判庁として、運輸省の外局として発足いたしましたので、一般の外局の各長官がその職員の任命権を持つこととなりましたので、その行き方にならぬとして、海難審判庁の職員はその長官が任命するように改めたのであります。運輸大臣が任命するといふことは、一應運輸省の局といひますか、はつきりしない性格においては当然のことであつたのであります。今こゝやつて外局の形になりまして、一々運輸省にこれを持つて行きます。それから人事院といふ、交渉したり、職階の格付とか、いろいろいたしておるのであります。その間時日を要したり、よけいな手数がかかりまして、思うように行かない点がござりますので、私の方で直接その任命権を持つて人事院と交渉しよう、こういうのであります。

○坪内委員 審判官は俗にいう高等官であるか、判任官であるか、その点を伺いたい。

○長屋政府委員 お答えします。昔の高等官でございます。

○坪内委員 たゞいまの、運輸大臣の任命権を長官に改めた御説明は、どうも納得が行かない点があるのであります。高等海難審判庁といへども、海上保安庁のものにあり、かつまたその指揮命令は運輸大臣の直轄下にあることは申すまでもありません。しかるに前々からの習慣といひましようか、官

庁の例から行きますと、高等官の任命の場合には運輸大臣がこれを任命し、判任官の場合はそれらの長官が任命するのだということを前から聞いておりましたが、この辺の關係はいかがでございますか。

○長屋政府委員 お答えいたします。たゞいまの御質問の中に、審判官が保安庁の中に属しておるのだ、こゝういふお言葉がございましたが、これは全然誤りでございまして、私のところは運輸大臣の所轄に属する外局でございます。従いまして海上保安庁と私のところは同格、むしろ仕事の性質から申しますと、裁判所的工作をいたします。昔から運輸大臣といへども指揮命令はできないという形をとつておりますので、この点お改めを願ひたいと思ひます。

それから昔の高等官は大臣が任命し、判任官は長官が任命するといふお話がございましたけれども、これも誤りでございまして、今の人事院の行き方によりますと、外局の長官が高等官といへども任命しております。現に海上保安庁の長官は、その庁の職員を全部任命しておるわけでございます。この点において私の方だけができないことをやる、というのではございませんから、御了解を願ひたいと思ひます。

○坪内委員 高等海難審判庁の性格はそれでわかりましたが、先ほど来のお話によつて、長官がその下の部下の任命をやるようになったからというふうなお話がありました。それはどんな規則でありますか。

○長官政府委員 人事院の規則であります。今こゝではつきりした條文は覚えておりません。

〔委員長退席、大澤委員長代理着席〕

○坪内委員 運輸省所管以外において、こゝういつた外郭のいろ／＼な役所が他にできませんと、主管大臣の権根が少しづつ剥脱されて行くようなきらいが見受けられるような点がありますので、この点は私十分研究いたしました。次の機会にさらに質疑をいたしたいと思ひます。一応この点を保留いたしておきます。

○橋委員 港域法の改正案についてちよつとお伺ひしたいと思ひます。富山県の伏木富山港は、前の法律案では伏木東岩瀬港とあつたのを、伏木富山港と港名を御改正になつたようでありすが、これに關しましては、私地元の意向を承つておりますのに、伏木港といふ富山港といふ、今日としては相当重要な港灣であります。伏木港は当然であります。富山港の最近の進展は非常に著しいものがありまして、全国的重要港灣に入つておるはずであります。これを一括されましたら、一つの港域と制定いたされまことは、今後の業務運営上からいたしまして、また監督行政上からいたしまして、種々不便な点が多いのではないかと考えられるのであります。今回は本案に對しては私は異議は申しませんが、当局におかれましては、いさ少し地元の實態と要望の聲をお聞き取りになりまして、きわめて近い機会に両港を分割するがごとき改正法律案を御提出あらんことを希望いたしますと思ひ

ますが、この点に關する当局の御意向を承りたいと思ひます。

○松野政府委員 伏木富山港につきましては、今回地元の方から運輸省の港灣局に對しまして、港名を伏木東岩瀬とあるのを、伏木富山港と改正してほしいという要望がありまして、運輸省の港灣局から私の方へ連絡がありましたので、兩者をよく協議をいたしました結果、港名をこのように変更し、さらに港域を若干変更したのであります。この点につきましては、運輸省港灣局におきましても、地元の意見は十分聽取してある、こゝういふことでありまして、私の方でも別にこの問題について、地元の方から何ら異議の申出はないのであります。しかし今申されましたような点につきましては、今後なお港灣局の方ともよく連絡して、もし分割した方がよいというような結論が得られますれば、できるだけ最近の機会に改正することも考へております。

○坪内委員 ただいま議題となつております改正法律案につきましては、すでに参議院でも十分慎重審議をいたしまして、本委員会に付託になつておるわけでありまして、各党の間でも兩案につきましては別に異議がないようでありますので、この際討論を省略いたしまして、ただちに採決されんことを望みます。右動議を提出いたします。

○大澤委員長代理 お諮りいたします。坪内君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○大澤委員長代理 御異議がなければ、海難審判法の一部を改正する法律案及び港域法の一部を改正する法律案

を一括して採決いたします。右兩案を可決するに賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔総員起立〕

○大澤委員長代理 起立総員。よつて兩案は原案の通り可決いたしました。

○大澤委員長代理 次に海事代理士法案を議題とし、その審議を進めます。

○坪内委員 海事代理士法につきまして、修正の動議を提出いたしたいと思ひます。その修正の理由を朗讀いたします。

海事代理士に關する事務は、新たに運輸省の所管となるものであります。従ひまして本法律案の附則で、運輸省設置法の一部を次の通り改正するよう修正いたしたいと思ひます。

次に修正の諸点を朗讀いたします。
海事代理士法案に對する修正案
海事代理士法案の一部を次のよう
に修正する。
附則第三項の次に次の一項を加える。

〔運輸省設置法の改正〕
運輸省設置法（昭和二十四年法律
第一百五十七号）の一部を次のように
改正する。

第二十三條第一項第一号の次に
次の一号を加える。
一の二 海事代理士に關するこ
と。

第四十條第一項第二十五号の次
に次の一号を加える。
二十五の二 海事代理士に關す
ること。
以上であります。よろしく諸君の御
賛成を願ひます。

○大澤委員長代理 ただいまの坪内君
提出の修正案及び原案を一括して討論
に付します。

○橋委員 動議を提出いたしたいと思
ひます。すなわち海事代理士法案に對
する坪内委員より的一部修正案並びに
原案に對しましての討論を省略いたし
まして、この際採決あらんことを希望
いたしたいと思ひます。

○大澤委員長代理 橋君の動議に御異
議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○大澤委員長代理 御異議なしと認
め、さう決します。

採決いたします。まず修正案に御賛
成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕
○大澤委員長代理 起立総員。よつて
修正案は可決せられました。

次に原案につきまして採決いたしま
す。御賛成の諸君の御起立を願ひま
す。

〔総員起立〕
○大澤委員長代理 起立総員。よつて
海事代理士法案は修正議決いたしまし
た。

なおお諮りいたします。本日議決い
たしました法案に對する報告書の作成
につきましては、委員長に御一任を願
ひます。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○大澤委員長代理 本日はこれにて散
會いたします。
午後二時二十五分散會

海難審判法の一部を改正する法律案
（内閣提出）に關する報告書
港域法の一部を改正する法律案（内
閣提出）に關する報告書
海事代理士法案（内閣提出）に關する
報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕